

**THE LICENSING EXECUTIVES SOCIETY JAPAN**

[2018年1月度関東月例研究会のご案内]

**中堅・中小企業にみる知財活用のポイント**

**～株式会社エンジニアの取り組みから～**

**関東月例研究会：2018年1月16日（火）**

講 師：髙崎充弘氏

（株式会社エンジニア代表取締役社長）

拝啓　会員の皆様方には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

　また、平素より当協会の活動にご協力、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、２０１８年１月の関東月例研究会は、株式会社エンジニアより代表取締役社長の髙崎充弘氏をお招きして同社の知財戦略についてご講演頂くこととなりました。

　大企業のみならず優れた製品、技術を持つ中小・中堅企業が事業価値を高め、国際市場に打って出るために知財戦略は必要不可欠なものとされており、知的財産推進計画２０１７でも中小・中堅企業の知財戦略強化が取り組むべき施策の一つとして掲げられています。また、中小ベンチャー企業、小規模企業を対象とした審査請求料・特許料の軽減措置など主に権利化に向けた知財活用支援の様々な取り組みが具体化しつつされています。

そのような環境の中、株式会社エンジニアにおかれては、独自の「MPDP理論」というモノづくり企業を活性化する４つの要素：Ｍ（マーケティング）、Ｐ（パテント）、Ｄ（デザイン）、Ｐ（プロモーション）を提唱され、付加価値のある製品を開発し、世界的企業になるべく邁進されております。今回の講演では、このMPDP理論を中心に、事業活動における知的財産の活用について大ヒット商品である「ネジザウルス」の事例を含め、幅広くご講演いただく予定です。

**なお、本講演は、第４００回関西月例研究会（２０１６年５月開催）でのご講演内容が含まれています。**

今回の講演を通じて、知財関係者はもちろんのこと、マーケティングや新事業を企画される方々にとって、示唆に富む情報が得られ、有意義な意見交換の場となることを確信しております。

会員のみなさまにおかれましては奮ってご参加いただきますようお願いいたします。

また、月例会の終了後に講師を囲んで簡単な懇親会を開催致します。ご都合のつく限り懇親会にもご出席願います。

敬具

＊本月例研究会は、日本弁理士会の継続研修としての認定を申請中です。本研修を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として選択科目２．５単位が認められる見込みです。

**[関東月例研究会]**

**１．研究会**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| と　き： | | ２０１８年１月１６日（火） １４：００－１７：００ |
| ところ： | | 飯田橋　東京理科大学「森戸記念館」  　　東京都新宿区神楽坂４－２－２  <https://www.tus.ac.jp/tlo/new/pdf/event_20121030_map.pdf> |
| 講　師： | 髙崎充弘氏（株式会社エンジニア代表取締役社長） | |
| 司 会： | | 小暮　宏幸　（月島機械株式会社　法務部知的財産グループ　グループリーダー） |
| 参加費： | | ＬＥＳ会員　　 ５,０００円 （同一組織のメンバーを含む）  継続会員　　　 ２,０００円  一般　　　　　１０,０００円 |

**２．懇親会**

と　き：　２０１８年１月１６日（火）　１７：１０－１８：００

ところ：　　飯田橋　東京理科大学　「理窓倶楽部」（PORTA　神楽坂６F）

参加費：　１，５００円

**３．［参加申し込み］**

申込期限：１月１2日（金）

＊LESJウェブサイト　<http://www.lesj.org/contents/japanese/02_1getsu.html>

または、下記FAX用紙にて、本部事務局宛お申込み下さい。

-----------------------------------------------------------------------

日本ライセンス協会本部 　　担当：阿部利昭　行

ＦＡＸ：０３－３５９５－０４８５

**１月度関東月例研究会（１月１6日）**に参加申し込みます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ○参加、×不参加 | | 参加者氏名 | 団体名／所属･役職  住所／TEL・FAX  （注１） | 継続会員は  ○印を記入  （注２） |
| 研究会 | 懇親会 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（注１）会員名簿に記載の所属団体名･役職･住所等に変更のない方は氏名のみで結構です。

（注２）継続会員とは、55歳を超えて勤務先を退職した後も個人で会員資格を継続し、特別の年会費（2万円）を適用されている正会員です。（詳細は会員名簿の規則または[ホームページ](http://www.lesj.org/contents/japanese/05_1nyu.html)をご参照ください。